

議案 第1号

令和2年3月23日

名古屋都市計画生産緑地地区の 変更について【弥富市決定】

生産緑地とは？

- ・都市計画法によって「生産緑地地区」として指定された
市街化区域内の農地をいいます。
- ・固定資産税や相続税等が優遇されます。
- ・一方で、生産緑地内では行為が規制されるとともに、
一定期間(30年間)の農業経営を続けることが義務
づけられます。

※弥富市当初指定：平成22年12月24日当初指定

生産緑地の指定要件

- ①現に農業等に適正に利用されている市街化区域内の土地
 - ②良好な生活環境形成に効果がありかつ公共施設等の敷地として適している
 - ③面積が単独または近隣の農地と合わせて500平方メートル以上
 - ④用排水その他施設等の整備状況から農業等の継続が可能
- 

生産緑地の解除要件

- ①指定を受けた日（都市計画の決定告示の日）から30年が経過したとき
 - ②その生産緑地における主たる農業等従事者が死亡したとき
 - ③主たる農業等従事者が農業等に従事することを不可能にさせる故障が生じた時
- 

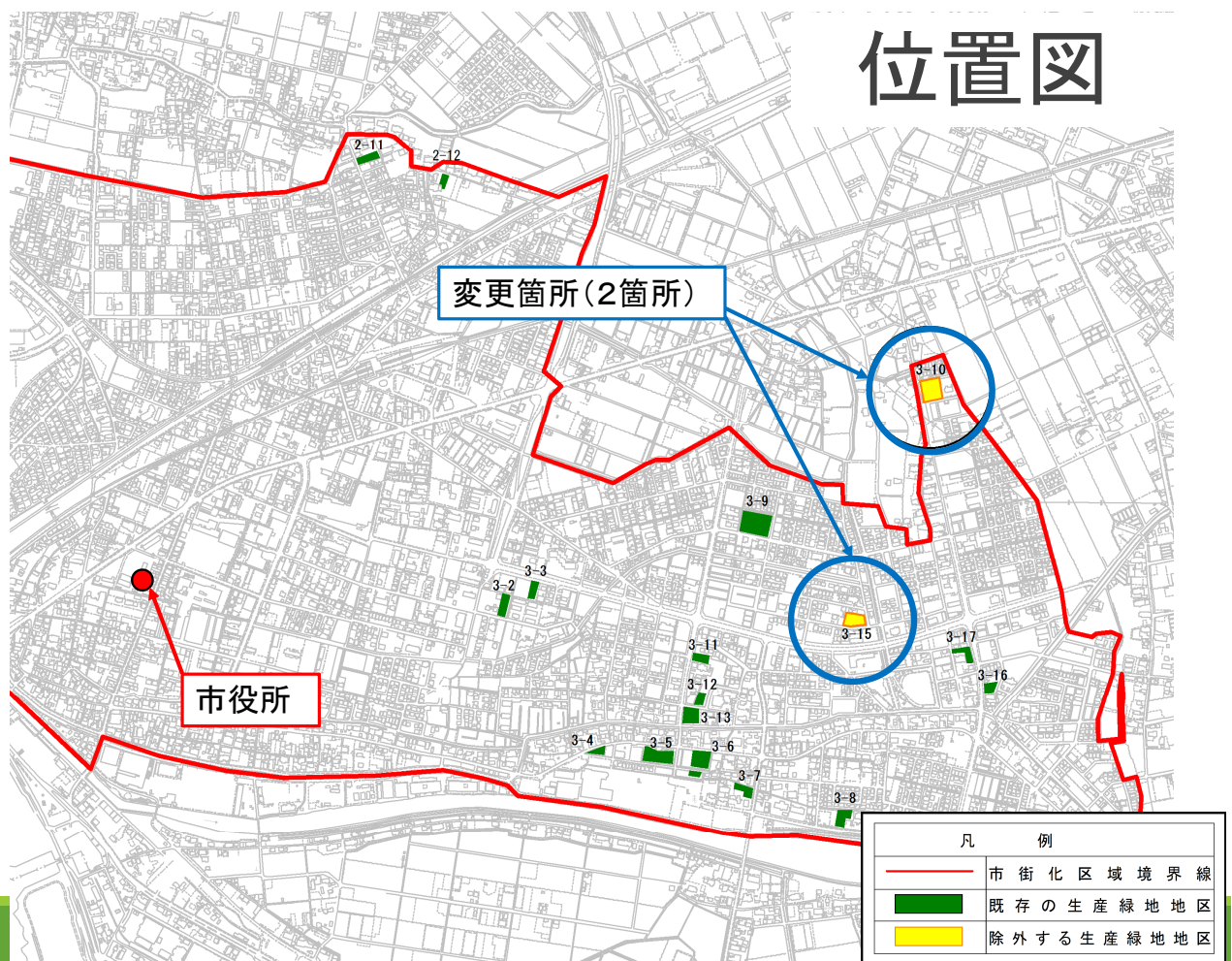
変更内容および変更理由

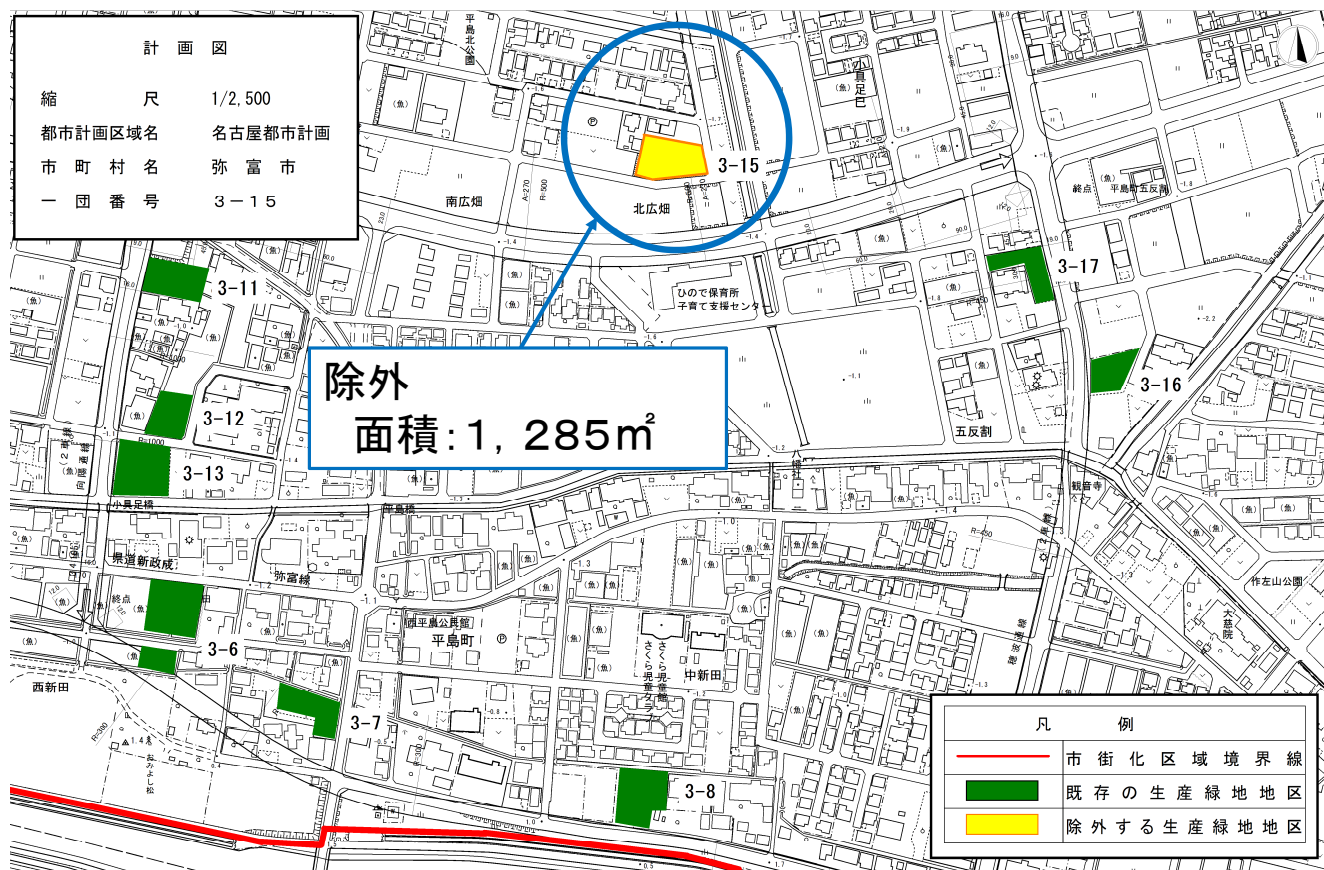
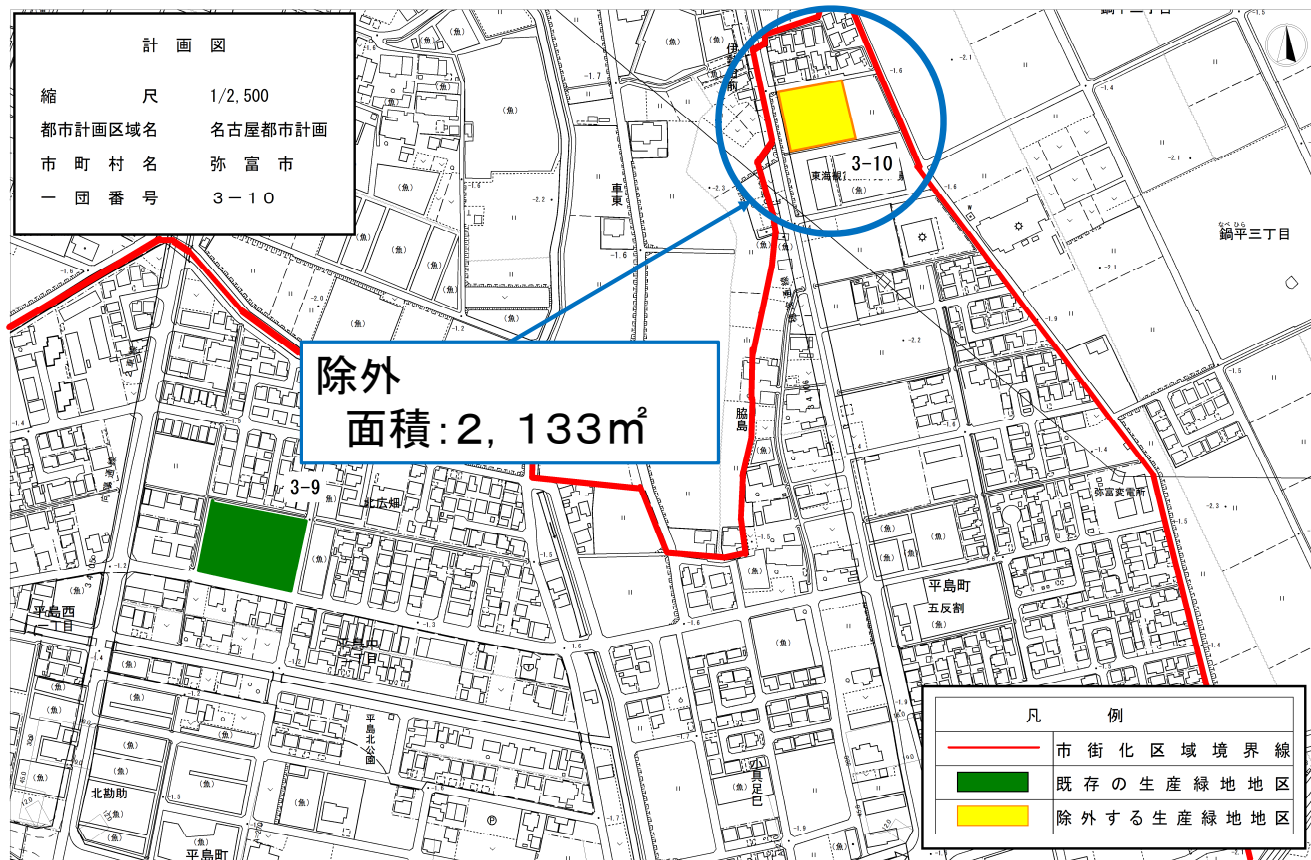
	変 更 前	増 減	変 更 後
一団数	31団地	－2団地	29団地
面 積	3. 7ha	－0. 3ha	3. 4ha

理由:

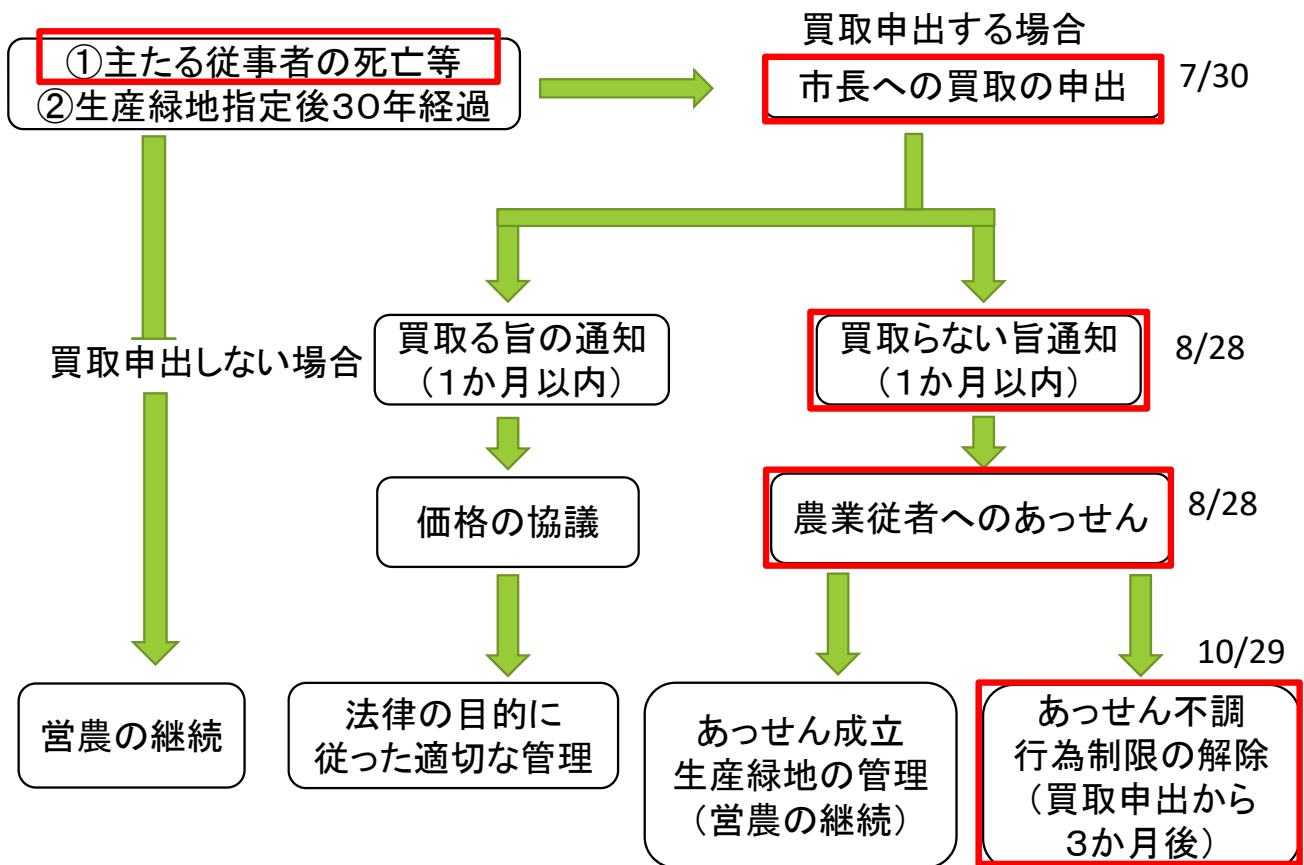
生産緑地における主たる農業等従事者が死亡したため

位置図





農地等としての生産緑地の管理
(営農の継続)



都市計画の変更手続き (スケジュール)について

愛知県 事前協議

令和元年11月 6日

事前協議の回答

令和元年11月20日

計画案の縦覧

令和2年1月15日～令和2年1月29日

都市計画審議会

令和2年3月23日

知事協議

令和2年3月下旬

決定告示

令和2年4月下旬